

# 令和 3(2021) 年度第 5 回伊丹市男女共同参画審議会議事録

【開催日時】 令和 3 年（2021 年）8 月 24 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分

【開催場所】 伊丹市役所 議会棟 3 階 議員総会室

【出席委員】 中里委員、横山委員、和田谷委員、田島委員、白井委員、太田委員、石崎委員、黒瀬委員、松浦委員、三戸部委員、佐藤委員、虎谷委員（12 名出席、順不同）

【事務局】 下笠市民自治部長、浜田市民自治部参事、田中男女共同参画担当主幹、同和・人権推進課職員

【署名委員】 松浦委員と佐藤委員

【傍聴者】 4 名

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 重点目標について
  - (2) 体系について
  - (3) 計画案の各施策と成果目標について
- 3 閉会

会 長： 第5回の伊丹市第5回男女共同参画審議会を開催する。

本日の会議は委員14名のうち12名、過半数を超える出席があるので、会議は成立するものとする。傍聴人は4名であり、入室してもらう。

今回の会議録の署名委員は佐藤委員と松浦委員である。

今回は各項目の具体的取組の確認と重点目標について検討した。

重点目標についての確認をし、その後前回の意見等を反映させた体系の再確認を行う。

資料28として体系表に基づき、計画案の中核部分となる施策の内容と成果目標の案が出ているので、その内容を審議する。

本審議会は終わると残り2回となり、最後の1回は最終確認の回となるので、計画の重要部分については、一定の形が定まるよう議論を詰めていきたい。

議題1の「重点目標について」、この重点目標は5年間で重点的に取り組むべき課題を、ある程度抽象度の高いレベルで明確にしておくものである。

計画案の冒頭に基本理念とともに、掲げる予定である。

さらに、施策全体を通して基本的視点を設けるかどうかの検討も残されているが、資料29をもとに基本理念と重点目標について、決めていきたい。

資料29の基本理念は、第6次伊丹市総合計画の男女共同参画の基本理念の部分を、前回までの議論の状況を踏まえて、具体性が出るように手を加えたものであり、参考として細い明朝体の事例が書かれているのが第6次伊丹市総合計画の男女共同参画部分である。

「個性と能力を發揮できる」の後に、「自らの選択により、生き生きと暮らせる」との文言が入っている。

考え方としては、第6次伊丹市総合計画と完全に一致させ、そのまま使う案もあるが、独自の計画でもあるので、言葉を足して、このような表現にするという両方の案がある。現段階では、この総合計画と異なり、表現を足したものを、理念として提案しているが、いかがか。

揃えた方がいいという意見があれば、揃えるのも可能である。

提案としては、そのゴシック体になっている2行を基本理念として提示する。

続いて、重点目標について、前回の議論において重点目標として上がり、最後に私がまとめた形になっているが、「女性の就労に関わる格差の是正のこと」と「性教育、性暴力の防止」と「ジェンダー教育」というものが上がった。

上の3つと、社会全体の流れとして、男性の子育てに関わる取組である。

育児休業取得率のデータが例年6月に出ているものがあり、厚労省の作業が遅れて7月の終わりになって出てきたものが、男性の取得率5%、6%、7%と微増していたのが、今回で12.45%か12.44%か、そのぐらいの数値になって、急に上がっていた。政府が目標としていた2020年までに13%というのは、とても達しないだろうと思ったのだが、ほぼそれに近づいた。逆に本当かなと思うぐらいであったが、数字目標に近い数字が急に出てきた。

さらに政府が育児休業取得率を5年後に30%という目標を設定し直している動向もあるため、前回の議論にはなかったが提案として、ここに入れている。その他、これまで議論して、前回の会議でも比較的関心の高いと思われたところを、3つに集約している。

「重点目標」という表現を使うかどうか、まだ判断しきれてないところが事務局の方にある。計画全体を通して、体系表内の個々の項目を離れて、全体に複数の項目に関連することも含めて、重点を置くべきところと考えていただき、ここに挙げてある項目以外に、体系を通じて力を入れる必要があることや、こういう面は力を入れる必要がある等、体系表中の一つの項目ということではなくて、全体を通じてこの点は意識する必要があるだろうということがあれば、追加でご発言いただけたら、ここに含めるようにしていきたいと思う。

委員：先にお願ひしていたが、女性への暴力の部分が抜け落ちてきており、それに合わせて子供への虐待防止のところ、性暴力のところは充実してきているが、DV等は全く解決していないので、そこは改めて入れておいて欲しい。女性への暴力としては、入れて欲しい。あとDVは子供の虐待にも当たるので、その部分も重点的に入れておいて欲しいと思う。

会長：この3点目の「性暴力の防止」という言葉には含まれないものとして、目が届かないかもしれないものとしてのDVか。

委員：身体的や精神的なものをすべて性暴力だけに特化すると誤解があり、精神的なものは結構大きいと思うので、DVという言葉で残して欲しい。

会長：DVについては、DV計画は別にあるが、こちらでも扱った方がいいということで、入れている。

子供の虐待等も、他に主として計画があるものについて、重複して、どこまで入れるのが良いかは、難しいところである。例えば、「性教育の充実、性暴力の防止」と記載しているところを、幅広くなるような表現でいいものか、別立てにしたほうがいいのか、その辺はいかがか。

委員：国の成果目標には、性暴力だけではなくて女性に対するあらゆる暴力の根絶のところに、配偶者暴力相談支援センターの可動目標を上げていくこと、要保護児童対策地域協議会への参画も目標にしているので、大事ななと思う。国の第5次男女共同参画基本計画の成果の目標一覧の第5分野のところ、国も力を入れているなと思う。

会長：女性に対するあらゆる暴力の根絶というところか。体系全体の中では一つの、一番基本的なところとして、挙げている。基本目標5として挙げているので、そ

のレベルでは、漏らしていない。

委員： 前回で危機感を感じると発言したのは、児童虐待のことも、関連していたと思うが、避けて通れないのではないか。福祉の分野などでももちろん十分できていることかもしれないが、連携していかなければならないと思う。

会長： 3番目の重点目標としているところにそこを含むような表現にするか、4点目として、項目を一つ増やすかと思うが、全体のバランスを見て判断する。

委員： まだ解決していないことが、私は危惧するところである。

会長： 全体のバランスや体系表に記載があるものを全部上げてしまえば、出す意味がなくなってしまうので、また考えさせていただく。一旦、その内容が、重点目標に必要なという意見として承る。では、他にいかがか。

委員： 先ほどの会長の話で、男性の子育ての主体的な関わりの促進を重点目標として追加したというお話があり、私も、ぜひ入れていただきたい項目だと思っている。

それに関連して、今回の第3期計画を体系表のところにもあるが、子育てもさることながら介護も、男性の方が積極的に参加していただく、そういう社会を目指していかないと、女性自身の社会進出や、自分が進むべき希望のあるキャリアプランの実現は難しいので、やはり介護もこの重点目標の中にプラスして入れていただいた方がいいのではないかと感じた。

会長： 男性の介護は、子育てと比べて、データの多いと言われているが、やはり女性の方に偏っている傾向があることには変わらない。

子育てに限らず、介護、主に女性の役割とされがちであった部分に男性が関わられるようにするという男性側の行動変革や、それを可能にする環境づくりを目標としているということで広げる形での修正を検討したいと思う。審議会で、その文言も決められればと思うが、子育て、介護も含むような表現に修正提案する。

委員： 兵庫県の第4次計画の中に、新たに次期計画のポイントということで、男性に関する重点目標を新設することが書かれている。

その中で、男性の家庭地域への参画と働き方の見直しというのがワンセットで書かれている。おそらく、働き方を変えていかないと、家庭や地域への参画もできないと思う。

育児や介護と具体的に書くのもいいが、逆に言うとそれらはすべて家庭生活に関わってくることなので、広くとらえるのであれば、そういう表現の仕方もある。

るかなと思う。県はそういう表現を使っているので、参考になる。

会 長： 働き方を変えていかなければならないことは、国も含めて共通しており、子育てや介護についても、その点を含むと考えるので、明確になるように、県の表現、どういう表現かを見ながら、包括的な表現で検討するということではいかがか。

委 員： 今の意見はごもっともだと思うので、そのどちらの表現にした方が、より良いのかとは、基本目標 1 からの詳しい内容を総合した重点目標という形になると思う。各施策についての内容に合致する方法で、どちらの案がよいかを考えていくべきと思う。

会 長： 基本目標等を別途設けることの意義としては基本目標では、担当課とか、分割して書かれているものをつなぐような形で、包括的に合わせるものとする、差別化や、住み分けができるように思う。できるだけ横断的な表現になるようにする方がいいと意見を聞いて、改めて思う。

記載していることを繰り返すよりかは、複数つなぐようになることを目指すものとして、挙げていただければと思う。4つを包括的な表現にしていく方向で意見をいただいた。

この重点目標については、以上の4点ということで、区切る、体系を、改めて見ていく中で浮かび上がってくる共通要素、重要な点があるかと思うので、この重点目標の審議に戻ってくるようにしたい。

基本理念として非常に短い2行と、ここで直前に議論した重点目標があり、さらにそれを包括するような文章での説明や基本的な視点というものが、場合によっては必要になろうかと思う。

資料 29 を見て、間をつなぐようなものが必要かどうかについて、何か意見をお持ちの方がいらしたらご発言いただければと思う。

全体的な計画策定を進めるにあたり、こういうことに、配慮していく必要があるというようなことを別途設けるかどうか意見をいただければと思う。場合によっては、さらに重点目標に加えることで、基本的な視点というものを、計画に盛り込んでいくということになろうかと思う。

委 員： 例えば、性的マイノリティの権利保障であるとか、SDGs の話やダイバーシティーという言葉が出てきている。性的マイノリティ、LGBTQ の権利保障についても、男女という、性として二分したまま、ジェンダーイコールと違うと思うので、そういう意味では、LGBTQ や性的マイノリティの方の権利保障というのを、入れていくのもあり得ると事前の資料を見ていて、改めて感じた。

これまでの議論の中では、メインとしては入ってなかったと思うので、それをこの場で議論すべきかどうかは非常に悩ましいが、やはり皆がそういう意識を

持って、これまでも発言していたようなところがたくさんあると思う。

会 長： 大事なところで、全般的に全ての部分に通じるところではある。基本的に男女共同参画計画、男女に分けて計画を考えていくことに開始時点では重点が置かれていた。

性の多様性ということに、目が向けられるようになって、この表現自体はまず男女共同参画社会基本法を基にしているので、しばらくは続くと思う。考え方として、性の多様性とか性的マイノリティの方々の人権等、全体に負うような考え方、この項目には入れられない。

全体にわたるものという点では、基本的な視点という別の枠なのか、重点目標を増やすのかというのは、検討の余地があるかもしれない。ただ、ここに並んでいるところを見ると今のところを横断的に、重視すべきものとして表現としては何がいいか。

委 員： 同性婚とか、盛んに全国的にも展開されている。性的マイノリティの方の権利保障というか、概括的な表現になると思う。

伊丹市の方も確かパートナーシップ宣誓をされている。

阪神間で色々あるかと思うので、パートナーシップ制度をはじめとした性的マイノリティの方の権利保障であるとか配慮とか、そういった形になると思う。

会 長： この体系の中には、具体的な項目としては、文言が全然出てこない。

ジェンダー教育、性の多様性に関する教育の推進という個々の項目としてある。

複合的に困難な状況にあるとか、暴力の部分とか、分散して所々に入っているが、計画全体としてその視点は重要だと思う。重点目標というような形で横断的な重要な項目として、先ほどの委員の表現でいうと性的マイノリティの権利の尊重ということになる。それが一番ピンポイントにはなり、性の多様性というと、漠然としてしまう。

性的マイノリティの権利の尊重の中にはそれに関する教育も入るし、暴力、あるいは貧困状態というのもあるので、一つの提案としては性的マイノリティの権利の尊重というのを重点目標の中に入れる。

委 員： 重点目標とするかどうかは、皆さんの意見を聞きながらと思うが、いただいた基本目標とか体系表を見ていて、SDGsとか、ダイバーシティであるとか性的マイノリティという言葉が色々出てくるところで、まずジェンダー平等の話をしたところでしていると思う。

それにもかかわらず、性的マイノリティの話がメインで出てこないことに違和感があった。当事者の方や研究されている方が直接関与していないこともある

が、見落としていいのかという問題意識が、読んでいるうちに出てきた。皆さんは、それが根底にはあると思うのだが、計画の中で表面的に扱ってないことが、どうなのだろうかと感じた。

重点目標として、スポットを当てるのかどうかと、これを基本体系の中からも落としていいのかは、皆さんの意見を聞きながらと思う。

委員： 意見に賛成で、性的マイノリティの話は、どの世代に関しても子供から大人にまで、大事な話なので、どこかの体系にないのであれば、重点目標で大きく掲げるなどして、目立たせたほうがいいのではないかと私は思う。

会長： 体系表の中に追加する考え方と、重点目標のような形で取り出して、強調させるものとの考え方とその両方があり得ると思うが、そこはいかが。

体系の中に入れるとすれば、どこに入れるかの点も含めて考えないといけない。

基本目標を増やすのは、すでに7つあるので、別の市でも性の多様性の位置付けを、議論したことがあり、全部に跨るのでその項目として上げるよりは、別立てか、複数の項目に跨る形で扱うようにして、最終的には、計画自体の副題にまで入れることになった。

そのぐらいの重みで言うと、項目としては入っているところもあるので、重点目標として入れるのが、その重要性を考えたときにも、この段階で追加するやり方として、良いのはないか。

表現や異論があれば、また次の時にでも修正は可能なので、性的マイノリティの権利の尊重を重点目標として入れることでよろしいか。

基本理念と重点目標について、議論を区切りたい。

次回の会議で再確認、今日の会議の最後でまた追加があればご発言いただくことにして、続きまして、議題2の体系について入る。

事務局から資料26の説明をしていただく。

事務局： 資料26、第3期計画体系表（案）は前回の審議会で配布した資料24第3期計画の体系表素案を、前回の議論を踏まえて整理した。

全体として文言の整理等も行っている。

見だしについては、「項目」を「基本目標」に「施策の方向性」を「基本施策」に変更し、大分類は基本目標ごとに番号を振り直している。

また、計画には体系表10分類までの掲載とするため、具体的取組案の欄については、破線に変更している。

具体的取組案については、資料28「第3期計画 各施策について」により案の基本施策ごとに記載があるので、議題3「計画案の各施策と成果目標について」の確認を願う。

なお、基本目標1の大分類2の中分類1の③「性暴力の防止を含めた、性に

関する包括的な教育の推進」については、前回の審議では、命の大切さの性教育と暴力に分けた方がいいなど、様々な意見をいただいたので、命の安全教育が、今年度以降段階的に教育現場に取り入れられることから、性暴力の防止を含めた性に関する包括的な教育の推進として一本化している。

資料 30 として文部科学省ホームページにある生命の安全教育概要資料を机上に置かせていただいている。

令和 2 年 6 月に政府の性犯罪性暴力対策強化のための関係部長会議において決定された性犯罪性暴力対策の強化の方針を踏まえ、子供たちが、性暴力の加害者被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において、命の安全教育を推進することになったものである。

命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、または性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考える考えや、自分や相手一人一人を尊重する態度などを、発達段階に応じて身につけることを目指すものである。

この資料 30 は、文部科学省のホームページに概要資料として掲載されている。第 5 回審議会欠席委員からの事前意見として、委員お手元資料で、机上に置かせていただいている。

資料 26 及び資料 28 について、本日欠席の委員から事前に意見をいただいております。文章表現などを細かい修正につきましては、事務局で後日修正させていただくので、それ以外の部分については適宜ご議論いただきたい。

基本目標 3 の大分類 2 に男女間経済格差の解消と中分類 1、職場における男女間格差の解消については、「促進」という文言を追加してください。

格差自体の解消への直接的なアクセスが難しいため、解消に向けての促進をするふうにしたいと考えている。

会 長： 資料 26 は、これまで議論してきた表のような形になっている。体系表として最終的に計画の中に入ってくるのはこの左の 3 行分であり、その中身について、右に具体的取組として議論してきたところは、計画案の各施策と成果目標についてのところで、文章、もしくは、箇条書きで入ってくる。まず、資料 26 の左 3 つの列についての意見をいただくことにする。

事務局： 先ほどの文部科学省の命の安全教育の話だが、今年度以降段階的に教育現場に取り入れられることを説明させていただいたが、全国的な動きであり、特に伊丹市がというわけではないことを、補足する。

会 長： 欠席委員からの事前意見で、基本目標 1「男女共同参画に関する啓発教育の推進」で大分類 1-中分類 1、「男女共同参画の実践につなげる啓発の強化」と、中分類 2「多様な市民への効果的な情報発信の推進」の 2 つの項目を逆転させた方がいいのではないかの提案である。



意図としては、前者がこころの活動目的、後者が方法手段となる。  
具体的目的を見る限り、後者を先に持ってきて前者を後にするほうが、こころの活動としては理解しやすい気もするがいかがでしょうかという意見である。

具体的なものを先に持ってきて抽象的や理念的なところを後に持ってくるご提案である。

全般にわたることを持ってきて具体的なものは後に持ってくるのがいいか、具体的なものを先に持ってきて、委員の意見、書き方、目的に当たるような部分は後に持ってくる意見があるがいかがか。

委員： ①から④が啓発というものを多く使いすぎか。

例えば③の「アクセスしやすい啓発」とは何か日本語としては、情報発信の方法だと思う。基本理念とかそういったことがあって、そのあとに手法が来るとかいう話でもいいかと思うが、そもそもすべてを啓発という言葉でくくっていること自体がわかりにくいのか、そこをもう少し言葉を変えて、何が言いたいのかをここで総括して、順番を並べかえるような感じにできないか。

③の「アクセスしやすい啓発」は日本語としてどうなのかなど、わかりやすい言葉でまとめて順番を並べ替える形でどうかと。

会長： 順番を変えるのは、中分類2の中の順番のことか

委員： 中分類2の中の①から④の話。

会長： 先ほどの委員の意見は中分類自体を入れ替えるということじゃない。

委員： 中分類の啓発と発信を見たら逆かなと思うが、中分類1の具体的な内容の1～3を見ると、「固定概念があるし、今こういう意識があるのだよ」ということが書かれて、「それをこうしましょう」というのが中分類2に書かれているので、読む方としてはこちらの方が、見やすいかなと私は思う。

会長： 表現については次のこの表から除かれて、施策の体系の方に移動するものなのでこの表現自体は、そちらで改めて検討できればと思う。

順番をどうするかにも関わるので、もし変えられるアイデアがあれば今扱ってしまうのでもいい。市民がアクセスしやすい啓発というのは啓発の仕方がアクセスしやすいということか。

事務局： 身近で手に取りやすくということから、接触しやすいや手に取りやすい情報啓発と理解をしている。

事務局： 資料 28 の基本目標 1 の基本施策 1 の 2 の (3) のところで、同じ表現で入れている。媒体・手法等の工夫による市民がアクセスしやすい啓発という表記になっている。

会 長： 啓発が続くことに関しては、この後の議題で、検討させていただき、全体の中分類自体の 1、2 の順番については、逆にしたほうがいいのかという意見もあったが、考え方の広い話を先に持ってきて具体的に何をするという今の順番でいくことでよろしいか。では、そのままでいくことにさせていただく。

委 員： 順番はこれでいいと思うが、中分類のタイトルを変えたほうがいい。  
委員がおっしゃられたように、1 の方は現状の周知とそれに対してどう行動していくかの実情把握と問題意識、解消へ向けてというニュアンスなので、そこを現状把握と問題点の共有とか、実情の周知と問題解消に向けての行動みたいなニュアンスにして、その下の 2 を情報発信の推進というふうに言葉が似ているのに内容が違うので、文言を変えてはどうかと思う。

会 長： 具体的な取組の内容を表すような中分類の名前に変えることでこれは検討する。事前意見も、議題 3 に関わることである。体系表について、順番の入れ替えとか、構成の位置付け等含めて何か意見あれば。

先ほど大分類の 1 の中分類 1 の表現を内容や違いが明確になるような内容に変えることを検討する意見を承った。

議題 3 「計画案の各施策と成果目標について」、資料 26 にあった体系表で一番右の 2 列の具体的な取組のところタイトル的な部分と文章になっている部分があり、それを基本にして、事務局の方で計画の形になるように、体系表の前回までの項目に記載していた部分を基本目標として設定している。その後基本目標ごとに、課題や施策の方向性を、書き加えている。

事務局： 資料 28 は計画の各施策の方向性や取組についての部分になり、資料 26、第 3 期計画体系表案の基本目標から具体的な取組案を転記している。

新計画では現計画のように計画策定の趣旨や見直しの背景、現状について、現計画の冊子でいうと 1 頁から 30 頁部分の後に、基本理念、重点目標、体系表、そしてこの資料 28 が続く構成を予定している。

資料 28 の各施策に前の部分の頁は、次回、第 6 回審議会を予定している。

基本目標ごとに課題と成果目標、基本施策ごとに施策の方向性と主な取組を追記している。

主な取組は、今回の審議後、各担当課に具体的な取組の提出を求め、その中から主な取組を選び、次回の審議会で提示予定であり、今回まだ提示することができていない。

例示として、基本目標 1 にだけイメージを記載している。主な取組の表を記

載している。

なお、計画には主な取組だけの記載になるが、進捗管理については担当課提出の具体的な取組で行っていく予定としている。

また、この担当課とのやりとりの中で、行政側の各施策の現状や実現可否の予想で表記内容の変更を想定している。

会長と事務局の方で可否相談の上、次回審議会で提示させていただければと考えている。

成果目標については、国の成果目標を参考に、データを定期的継続的に把握できる成果をはかれる指標を選定することとし、二期計画にあった講座の実施回数や相談件数など実績の件数を指標とするものは廃止した。目標値は現状の認知度等の伸び率から算出している。

また、成果目標の数は、二期計画から大幅に増加することがないように設定し、現時点では二期計画と同数の24項目としている。

なお成果目標の期限は令和8年度までの5年間になる。

最後に、2点修正で、1点目は、11頁。基本目標2の成果目標の、「6歳未満の子供がいる世帯の男性の育児に関わる時間のうち3時間以上の割合」の項目についてで、これは1週間で3時間以上になるので、「1週間」を追加し、「6歳未満の子供がいる世帯の男性の育児に関わる時間が1週間の内3時間以上」とする。次に2点目、15頁。市職員の各役職段階に占める女性の割合が、課長相当職と係長相当職の2種類あるが、それぞれに「以上」を追加していただき、「課長相当職以上」と、「係長相当職以上」とする。

会長： 補足で、資料26にあった右の具体的な取組の部分は、体系表には載らずにここにその内容が転載されており、この内容を元にして文章化したもの、そして箇条書きにしたものが、含まれている。

市でどう実現できるかの点については、まだその担当部局の確認ができてないので、審議会として、こういう施策を計画に盛り込むべきだと内容を固めて、それに基づいて各関連する部局でどのような取組ができるかの案を追加していくのが次のステップである。

その過程で、審議会での計画では明確に打ち出されたが、実現が難しいということが出てくるかもしれない。そういった意見を踏まえて、ここで決定した文面に対して、修正案が次の審議会に出てくる可能性がある。

このような前提で、審議会としての考え方を伝えるものだとご理解いただいで、意見をいただければと思う。次回、各部局で確認後、具体的な施策と、文面についても、修正が必要になる可能性があり、その時にまた改めて、ご議論いただくことになる。現段階での審議会の意見は、今日確定するが、公開される計画の最終段階ではない前提でご議論いただければと思う。

事前資料としてお送りしていた資料28についての意見をいただければと思う。

委員： 「ジェンダー意識」との表現があるが、「ジェンダー意識」だとプラスにもマイナスにも、聞こえる曖昧なニュアンスになる。例えば、「ジェンダー平等意識を育む」とか、「ジェンダー意識を育む」という文言も「ジェンダー平等意識を育む」にしてはどうかと思う。

会長： ジェンダーの意識が進んでいるとか高いとかという記載にジェンダーを分ける意識が進んでいるのか、それを中立的に見る意識が進んでいるのかが、わかりにくくなるのは、色々な文章でもある。資料 28 の 3 頁、基本施策 2 のジェンダーに関する意識を育み、ジェンダーに関する問題意識を育むなど誤解がない表現を変える必要はある。

「ジェンダー意識を育み」の記載を「ジェンダー平等の意識を育み」としたほうがすっきりする。

これは、施策の方向性の中にもそこに関する記載があり、「ジェンダーに関する意識を育み」の記載を例として「ジェンダーに関する問題意識を育み」と記載しているが、委員が言われたように、よりポジティブな表現として「ジェンダー平等の意識を育み」とするのが良い。

ジェンダーに関する意識というのは、両義的に見えてしまうので、ジェンダー平等とする。ジェンダー平等に関する意識で委員が何点かご指摘いただいたので、全体を見直して、両方面に取られるか、捉えられかねないところも修正する。具体的にはこう直した方がいいのがあれば、意見をいただいてそれで確定してもいいと思う。

委員： 資料 26 のところであれば、基本施策中分類 2-2 の具体的な取組案①、それ以外は、他の委員の指摘部分であると思う。資料 28 の基本施策 2 の（施策の方向性）にある「ジェンダーの存在に気づく」というのも、ニュアンスが難しい。3 頁にジェンダー意識というのが 2 ヶ所あり、2 頁目の「ジェンダーの存在に気づくことができる」という表現を例えば、「ジェンダーバイアスの存在に気づくことができる」とか、市民の方にわかりやすいかどうかは別だが、工夫したほうがいい。

会長： よりよい表現を検討することで他に何かお気づきのところ、ジェンダー関係の表現や、もし今の時点であれば、ご指摘いただくこととする。

他の点で読んでいて気になったところ、修正すべきところはいかがか。

委員： まず、資料 28 の 1 頁の基本施策 1 の上から 5 行目の「意思決定の場に女性が入ること」と「ある場面に男女が同じ割合で参加することの違い」という表現が何の違いのことかがわかりにくい。

次に、10 頁の「4 多様なライフスタイルを選択できる風土づくり」の、(2)

「女性のライフスタイルステージと就業のあり方に関する啓発」上から3行目だが、「情報を若年の女性に」と若い女性に限定しているところに違和感がある。出産、子育てなどをされている方は高齢者の方もいらっしゃるし、養子縁組等をされて、子育てをされている方も増えている中なので、若い女性に限定せず、「女性にわかりやすく提供する」としてもいい。

3点目が、19頁の基本施策4の上から7行目、「身近な中小企業等を中心とした就業支援」と記載があるが、私自身が今まで仕事をしてきて感じたことで、中小企業だけにかかわらず、福利厚生がしっかりしていたり、急な早退とか短時間勤務を行うのには、どちらかと言えば大企業の方が環境は整っていることも多い。中小企業等を中心としたふうにするよりかは、事業主、事業者を中心にみたいな形で、中小に限定しないほうがいいのではないかと。また、こういう就業支援や相談支援とかは、中小にかかわらず大企業ともに行っているのではないかと私自身は思っているので、ここは修正してもいいのではないかと。

会 長： 基本目標1の基本施策1の5行目に関して、事務局内で何か意図とか、場合によっては修正やこうした方がわかりやすいというのがあったか。

事務局： ジェンダーの存在に気づくことができる視点、「存在に気づく」という表現は確か国の前回計画だったのかもしれない。国の方のジェンダーに関する使い方の中でこういう表現がされていたかなと思っていた。

意思決定の場に女性が入るというのは、あくまで意思決定として参画することは違い、あらゆる場面において、男女が半々いたらよいということであったかと思う。意思決定に関わるか関わらないかでは、意味が同じではないということでは何かの場があったときに、女性が半分いたらいいとか男性が入っていたらいいとかというような話ではなく、意思決定の場に女性が入ることを求めるそういうご議論だったかと思うので、言葉の整理をさせていただきたい。

会 長： どちらも参加に見えてしまうので、実際に意思決定に関わることとした方がわかりやすいかもしれない。女性が場に入るよりは、意思決定に女性が実際に関わることと記載をする。男女の割合に関して、このなかに盛り込もうとすると難しい。

委員お手元用の事前意見の「子育て中の女性に宿泊出張は無理だ。」、「女（男）は何であるべきだ」より一般的な表現に変更した方がよいとの具体的な意見いただいている。少しレベルが違うかもしれないが、基本施策1のところも、例を上げている。その啓発の内容について、どこまで入れるかと関わってくると思うので、言い回しを変えて済ますか、抽象的な記載にするか、具体的な例をあげるのを避けるようにするかを、検討する必要がある。

修正するとなれば、資料28の方ですることになると思うが、資料28の1頁の1の(2)の部分となる。『「男は（女）、～であるべきだ。」といった固定

観念やアンコンシャスバイアスに関する啓発を推進する』と修正するという提案になる。

計画の中に具体的な「子育て中の女性」と入れるとそこだけに注目が集まってしまうので、どこまで抽象化するかというところがあるが、「男女は～であるべきだ」というレベルで抽象化してしまうことで、よろしいか。

委員： 意思決定の過程に女性が参画し、女性が発言力を有することの重要性とか、ある程度抽象化しつつ、言いたいことが伝わるような表現とか委員からの事前の指摘もあり、そういうふうな感じで、どうか。

会長： 何が重要かということを経済の中に入れるのが大事で、どういう表現で啓発するかはその具体的な実践や運用の中で考え、この違いを説明する。重要性でいえば、意思決定の場に女性が、参画することでいいと思う。そういう表現に変えることでいきたい。

2頁目の基本施策2の（施策の方向性）の上から5行目の「ジェンダーの存在に気づく」ところについては、「ジェンダーバイアス」の表現にするのか、何かしらわかりやすい表現変えることで、修正をお願いしたい。

10頁の基本施策3の4の（2）「若年の女性」、単純に先ほどの提案のように、「若年の」を削除するという手もある。この前に女性の話を書いてあるので、「若年の女性に」という表現自体を削除してもいい。

必要性は女性だけでなくもいい気もするので、情報をわかりやすく提供することでどうか。

委員： 市民全体に広く啓発等を行うのも重要だが、意思決定のその当事者である女性対してのニュアンスも必要と思う。例えば、「若年の女性に」だけではなくて、当事者である女性にわかりやすく提供する。「若年」を「当事者である」に変えてはいかがか。

会長： 「当事者の」と書けば、その前を含めた事が入るので、「当事者の女性に」となる。当事者である女性にわかりやすく提供するとともに、広く市民にも啓発を行うので、両方カバーしているところである。

委員： この文章は、そもそも何が言いたいのか、市民の方によく伝わらないと思う。

上の文章書き出しが「ライフステージの転換に仕事の二者択一ではなくて」と書いてあり、その下に「退職により予測されるリスク等の情報を」と書いてあり、これは退職をしないように促しているのか。

仕事との二者択一をしない話になっているので、結局何が言いたいのがわからない文章になっている。

辞めることにより、経済的な事実も含めて、「1人で生活しようとした時に困

ることになりますよ。」みたいなことを言っておいた方がいいという話が前回あったような気がする。そのことが文章的に伝わらないようになっている。仕事と二者択一ではないことは仕事ではない選択をなさいたいなことを書いた上で、退職したら駄目だという表現になっている。「どっちなのですか」となりかねないので、そもそも上の文章自体、見直しをかけた方がいい。

会 長： 仕事に限定しない意図でこの表現になっていると思うが、後半が、より仕事を続けられる、あるいは、仕事にウエイトを置いた表現になっているので、矛盾を感じるような文章になる。

一つのアイディアとしては「仕事等の二者択一でなく、」という部分をとっても「自由に生き方を選択できる」ところがあるので、後半は仕事にウエイトを置いている。「二者択一でなく」と、記載するのをやめて、「ライフステージの転換期に経済的、社会的自立も踏まえ自由に生き方を選択できるよう経済的・社会的自立の重要性や退職により予測されるリスク等の情報を、当事者である女性にわかりやすく提供するとともに市民、広く市民に啓発を行う。」としたら、見たときの矛盾は減る。

委 員： 「仕事を継続しても色々な制度がありますよ。」とか「社会的なサポートがありますよ。」ということを知って欲しいという内容にしたほうがいい。

「仕事との二者択一」というのを外して、退職をしなくても継続して勤務ができるようなとかのニュアンスにすればいい。

二者択一は結局辞めるか残るかの話なので、そういうことではなくて「一旦休むこともできますよ。」ということがわかればいいのかと思う。これは介護にも同じことはいえると思うので、そういう表現にしたほうがいい。

会 長： より直接的に継続可能にする情報ということである。

委 員： 経済的・社会的自立の重要性というのがあるので、仕事との二者択一を削除しても文章的には繋がる。

会 長： 仕事との二者択一から選択できるようまでか。

委 員： 経済的な自立・社会的自立というのが、どうなのかは、その表現の仕方は検討いただいたらいいと思うが、自分で収入を得られる生活を維持していくことの重要性を知って欲しいことだと思う。

会 長： 自由な選択のところで同時に議論されていたのでこういう表現になっている。この中で実際に伝えたいのは、就業は色々な制度を活用して、継続するという選択肢があることを伝えることであり、明確に伝わるような表現にするとの意見を

伺ったが、それでよろしいか。

文面はそれに合うように表現を変えることで「仕事との二者択一でなく」を削除するのが一番シンプルな修正だが、もしそれ以上のことがあれば検討する。

委員： 最初の「女性」がいないと思う。主語が繋がらなくなるので、選択できるような主語が「女性が」なので、「選択できるように」を、消すので「女性が」の主語は消したほうがいい。

会長： 修正をして、今日の段階の案とすることについて、ご了承いただければと思う。

委員： 17頁の基本施策2の（施策の方向性）の「心身の不調を抱える女性への支援」、下から3行目に、「女性の自殺を予防するため暴力、貧困等の下にある女性」という表現が引っかかる。暴力や貧困だけが原因ではないので、説明が要るかなと思う。そのままだったら暴力や貧困が自殺に繋がるみたいなことになるのではという懸念がある。ここは自殺につなげてしまうと、乱暴かなと思う。

会長： 委員の方で、こういうこともあるじゃないかと、こういう修正で包括的になるのではないかといった意見はあるか。

委員： 女性に心身の不調をもたらすのは、暴力、貧困だけのようなイメージになってしまうので、分けたほうがいい。自殺のことであれば、男性のこともその後があり、男性にも女性にも関わることであるので、何が要因なのかは丁寧に、書かないといけない。

会長： 文面を変更する案については、こちらで後の追加意見も含めて、必要な修正をする。庁内の方で確認をして、その段階で戻ってきたものに関して、さらに修正が必要であれば、その時に検討していただくことにする。宿題になったものについては、事務局と私のほうで、修正案を作らせていただければと思う。引き続き、他の点についても意見をいただいて全てをここで解決するのは難しいのでそのように引き取らせていただければと思う。

19頁の基本施策4の（施策の方向性）にある「身近な中小企業」は中小企業等に限定した事情があったような気はする。

事務局： 「中小事業者」とあえて限定しているのは、審議の意見の中で、確かシングルマザーの方が子育てをされている中で、距離、時間等近いところで働きたいという要望が多いという話があった。

市内の事業者もすなわち、議論があった市内事業者というつまり中小事業者ではないかということで、中小、身近な事業者や市内の事業者等を中心として



就労支援をすればニーズに合うのではないかという議論を言葉にしたが、表現に工夫があるのかもしれない。

会 長： 「身近な」が入っているので、結果として中小企業が中心になる判断で、通勤がしやすいとか内容をもとの意図を含むように、あえて限定までしない表現に変えるということで、いかが。表現についてはまた検討させていただく。

委 員： 4頁の一番上の「教育環境の改善に関する教職員の意識涵養」という言葉が使われているが、「涵養」という言葉自体が世間一般的に使う言葉なのかどうか、意味は無理せずゆっくりと養って育てていくみたいなイメージかと思う。

教職員に対して子供たちを教育してもらうために色々なことをしてもらう必要がありますねというイメージで記載されている。その状況下でゆっくり無理せずみたいなイメージでいいのかなというのがある。

子供たちに対してそういうことはやってみようという意味での使う言葉であれば、適正かなと思う。教職員の方がそういうことを学んで欲しいというイメージであればもっと違う表現を使ったほうがいい。

6頁の方の仕事と生活の調和の促進、基本目標2のところの文章で、上から段落5つ目の段落の「また～」のところからで、働きたい人が子育て介護等のために、思うように就業できない現状も多くあります。固定的性別役割分担意識を背景に就業を希望しない女性も少なくないと考えられ、少子高齢化以降の記載がある。

次に、その下に働きたい人すべてが仕事、家庭生活と云々ということが書いてあるが、仕事をしない、希望しない人のことをここで入れる必要があるのかと疑問がある。就業を希望しない人に社会に出て欲しいというイメージはわかるが、そのことの説明が下に何も書かれていないので、そういう人たちにも社会に出ていただいて、能力を発揮していただくようなことを促進していかないといけない。何かあるのかなと思っていたら何もないので、その辺の説明が必要と思う。

会 長： スムーズに繋がっていないので、書き足すなりそのような形でその意図が伝わるような表現に変えていただきたいと思います。私の方でも確認する。

委 員： 18頁の基本施策3の施策の方向性で、その2段落目の後半だが、「一方」でとあり、単身の女性の貧困や困難に支援が届きにくいという説明の中で「子育て世帯等ではないことから」と説明がある。単身女性というのは、孤立しやすいとか、貧困とか、困難というのが表面化しづらいというところがあるからだと思うので、「子育て世帯等ではないことから」という説明はわかりづらい。

22頁のDVの防止の基本施策3の性差によるハラスメントの防止というところで、施策の方向性の一段落目で、この人権を踏みにじる重大な侵害行為とあり、

その例えば「尊厳を踏みにじる重大な人権侵害」とか、表現を変えられたらどうかと感じた。

会 長： 「尊厳を踏みにじる重大な人権侵害行為です。」ということで、修正をお願いしたい。「子育て世帯等ではないことから」というのは、言葉足らずということもあるので、表現を再検討していただく。

伝えきれなかった意見については、手元に意見記入用紙があるので本日から2週間以内を目安に事務局に提出いただいて、庁内で検討する案を作成していく過程で私もチェックをするようにしたい。

10月に次の会議を予定しているので、確認や庁内でも見た具体的な施策が追加されたものを改めて見ていただきたいと思います。

次回の第6回審議会は事前にいただいていた日程表をもとに、10月26日火曜日の午前中9時半から11時半。という少し早めの時間帯になるが、予定いただきたいと思う。

10月26日の9時半から11時半とする。

(閉会)

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和3年(2021)年            月            日

署名委員

署名委員